

高原町での新規創業・起業を支援します！

高原町創業・起業支援事業費補助制度

町内の空き店舗や空き家を再利用し創業される方、また、町内で起業する創業者に対し、改修費、施設整備費及び店舗等の賃借料の一部を支援します。

○空き店舗・空き家の改修

交付対象者	町内に住所を有する個人事業者若しくは法人		
補助率	1/2以内		
交付額	町内工事請負業者施工の場合	上限50万円	
	町外工事請負業者施工の場合	上限25万円	

○空き店舗・空き家以外の改修、整備(新築等含む)

交付対象者	町内に住所を有する個人事業者若しくは法人		
補助率	1/2以内		
交付額	町内工事請負業者施工の場合	上限30万円	
	町外工事請負業者施工の場合	上限15万円	

○賃借料支援

交付対象者	個人事業者若しくは法人(町内外問いません)		
補助率	1/2以内		
交付額	月額5万円	6か月分	上限30万円

○対象者

- ・商工会への加入が条件となります。
- ・令和4年度内に創業・起業を予定されている方
(※工事着工または賃借契約前に町への申請が必要となります。)
- ・その他、ご不明な点がございましたら、産業創生課までお問い合わせください。

文書取扱：産業創生課 産業観光係
担当：平部真也（ひらべ しんや）
TEL 0984-42-2128
FAX 0984-42-4623
e-mail sangyou@town.takaharu.lg.jp